

TOPICS
3

トピックス…③

豪州との経済連携協定締結 交渉に大筋合意

平成 26 年 4 月 7 日、安倍総理大臣と豪州のアボット首相が首脳会談を行い、豪州との経済連携協定（日豪 EPA）締結交渉の大筋合意に達した。平成 19 年 4 月の交渉開始から丸 7 年を費やし、16 回に及び交渉会合を重ねてきた。

林芳正農相は、合意の経緯について「農林水産物の交渉に当たっては、衆参両院の農林水産委員会の決議を踏まえ、わが国農林水産業・農山漁村の多面的機能や食料安全保障の確保、現在進めている農林水産業の構造改革の努力に悪影響を与えないよう十分留意して、交渉期限を定めず、粘り強く交渉に取り組んできた」との認識を示した。

乳製品関係の合意内容は表に示した通りであるが、衆参両院の農林水産委員会の決議を踏まえ、生乳需給の安定を図るうえで最も重要なバターと脱脂粉乳については再協議することで合意している。

フローズンヨーグルトについては、関税割当枠を 10 年間かけて 100 トンから 200 トンに拡大し、枠内税率を 10 年間かけて枠外税率の 5 割に削減する。

アイスクリームについては、関税割当枠を 10 年間かけて 180 トンから 2,000 トンに拡大し、枠内税率を 10 年間かけて枠外税率の 5 割に削減する。

なお、酪農経営との関係が深い牛肉については、関税を段階的に削減することで合意した。冷凍牛肉の関税は現行 38.5% を 18 年間かけて 19.5%（約 5 割削減）に、冷蔵牛肉は 15 年間かけて 23.5%（約 4 割削減）にする。同時に、豪州からの輸入数量が一定量を超えた場合に税率を 38.5% に戻す「数量セーフガード」を導入する。

日豪EPAにおける合意内容(乳製品)

チーズ	プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズの関税割当	枠数量: 4,000トン→20,000トン(20年間) 枠内税率: 抱き合わせ無税(比率の緩和 1:2.5→1:3.5)
	シュレッドチーズ原料用ナチュラルチーズの関税割当	枠数量: 1,000トン→5,000トン(10年間) 枠内税率: 抱き合わせ無税(1:3.5)
	ブルーチーズの関税削減	10年間かけて関税を2割削減
	プロセスチーズの関税割当	枠数量: 50トン→100トン(10年間) 枠内税率: 10年間かけて枠外税率の5割に削減
	おろし及び粉チーズの関税割当	枠数量: 200トン→1,000トン(10年間) 枠内税率: 10年間かけて枠外税率の3割～5割に削減
ココア調製品	無糖ココア調製品の関税割当	枠数量: 1,000トン→3,000トン(10年間) 枠内税率: 抱き合わせ無税(1:2.6→1:3.5)
ヨーグルト	フローズンヨーグルトの関税割当	枠数量: 100トン→200トン(10年間) 枠内税率: 10年間かけて枠外税率の5割に削減
アイスクリーム	アイスクリームの関税割当	枠数量: 180トン→2,000トン(10年間) 枠内税率: 10年間かけて枠外税率の5割に削減

チーズについては、関税割当制度に基づき豪州産無税枠（特別枠）を新たに設定した。プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズは 20 年間かけて 4,000 トンから 20,000 トンに、シュレッドチーズ原料用ナチュラルチーズは 10 年間かけて 1,000 トンから 5,000 トンに拡大する。この無税枠に適用される国産品と豪州産品の抱き合わせ比率は、プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズが 1:2.5 から 1:3.5 に緩和され、シュレッドチーズ原料用ナチュラルチーズが 1:3.5 に設定された。

また、プロセスチーズの豪州産枠は 10 年間かけて 50 トンから 100 トンに、おろし及び粉チーズは 10 年間かけて 200 トンから 1,000 トンに拡大する。この枠内税率は、プロセスチーズが 10 年間かけて枠外税率の 5 割に、おろし及び粉チーズが同 3 割から 5 割に削減される。さらに、ブルーチーズは 10 年間かけて関税を 2 割削減する。

無糖ココア調製品については、豪州産無税枠を 10 年間かけて 1,000 トンから 3,000 トンに拡大し、抱き合わせ比率を 1:2.6 から 1:3 に緩和する。

日豪EPA牛肉セーフガード措置の概要

